

群労発基 1128 第 3 号  
令和 6 年 11 月 28 日

一般社団法人  
日本労働安全衛生コンサルタント会  
群馬支部長 殿

群馬労働局長



群馬県特定（産業別）最低賃金の会報誌（紙）等への掲載依頼について

労働行政の推進につきましては、日頃より格別の御支援と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、群馬県最低賃金（地域別最低賃金）は、令和 6 年 10 月 4 日より改正額が発効されているところですが、このたび、群馬県特定（産業別）最低賃金（4 業種）につきましても改正される運びとなり、令和 6 年 12 月 28 日より発効することが決定しております。

これにより、群馬県内で適用される最低賃金はすべて改正することとなりました。

今後、当局においては、各種の広報活動等を実施し、改正された最低賃金額の周知徹底に取り組んでまいります。

つきましては、別添掲載例文を参考にしていただき、貴団体（社）が発行されている会報誌（紙）、ホームページ等で取り上げていただきたく、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

照会先： 労働基準部 賃金室  
電 話： 027-896-4737

【掲載例文1】

～群馬県内で適用される最低賃金はすべて改正されました～

確認しよう、最低賃金！

群馬県最低賃金 (地域別最低賃金)		1時間 985円	発効日 令和6年10月4日
特定最低賃金	【製鋼・鉄素形材製造業最低賃金】	1時間1,067円	発効日 令和6年12月28日
	【一般機械器具製造業最低賃金】	1時間1,056円	
	【電気機械器具製造業最低賃金】	1時間1,056円	
	【輸送用機械器具製造業最低賃金】	1時間1,056円	


最低賃金は時間額で定められており、群馬県内のすべての労働者とその使用者に適用されます。

詳しくは、群馬労働局労働基準部賃金室（電話027-896-4737）

又は県内の最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

群馬労働局 URL : <https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/home.html>

賃金引上げを支援する各種助成金もご活用ください。

○各種支援策のご案内はこちら 



※ 掲載例文（QRコード）のデータ送付につきましては、以下のメールアドレスより依頼していただきますようお願いいたします。

○メールアドレス : [chinginshitsu-gummakyoku@mhlw.go.jp](mailto:chinginshitsu-gummakyoku@mhlw.go.jp)

【掲載例文2】

確認しよう、最低賃金！


群馬県最低賃金 (地域別最低賃金)		1時間 985円	発効日 令和6年10月4日
特定最低賃金	【製鋼・鉄素形材製造業最低賃金】	1時間1,067円	発効日 令和6年12月28日
	【一般機械器具製造業最低賃金】	1時間1,056円	
	【電気機械器具製造業最低賃金】	1時間1,056円	
	【輸送用機械器具製造業最低賃金】	1時間1,056円	

- 18歳未満又は65歳以上の方や、定められた軽易な業務に従事する方等については、特定（産業別）最低賃金の適用から除外されます。
- 最低賃金の対象となる賃金には、臨時又は1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外・休日・深夜
- 労働の割増賃金、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当は算入されません。
- 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方等については、使用者が労働局長の許可を受けた時は、労働能力その他の事情を考慮して減額した額により最低賃金が適用されます。
- 派遣労働者には、派遣先の最低賃金が適用されます。

詳しくは、群馬労働局労働基準部賃金室（電話027-896-4737）  
又は県内の最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

群馬労働局 URL : <https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/home.html>

賃金引上げを支援する各種助成金もご活用ください。

○各種支援策のご案内はこちら 



※ 掲載例文（QRコード）のデータ送付につきましては、以下のメールアドレスより依頼していただきますようお願いいたします。

○メールアドレス : [chinginshitsu-gummakyoku@mhlw.go.jp](mailto:chinginshitsu-gummakyoku@mhlw.go.jp)